

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会



参議院佐賀県選挙区
自由民主党公認候補

山下雄平

郷土に誓う、未来への責任。

佐賀の目となり、 耳となり、足となります。

首相や大臣が一度の視察で田んぼや港を眺めただけで、分かったふりをする姿を見てきました。私は分かったふりはしません。「現場が第一」。そこに住む人と同じ景色が見えるようになるまで、とことん通います。消費税に賛成が反対か。原発推進か脱原発か。二者択一で問われますが、人の考えは多様で複雑。どう工夫したらよりよい未来が描けるのか、一緒に考えましょう。政治家が問われるのは実際に足を動かし、行動したかどうかだと自覚しています。佐賀県の皆さんの目となり、耳となって、受け止めた思いを活かせるように私が皆さんの足となって、本気で働きます。

山下雄平5つの約束

豊かな地方が豊かな国をつくる。

① 地域振興

生まれ育った町で、一生暮らせるように。農業、漁業、商業、工業…。生まれ育った町で働き、いきいきと一生を暮らせるような環境の整備に邁進します。

② 社会福祉

額の汗が報われ、安心して老いられるように。真面目に生きてきた人が報われ、老後も安心して暮らせるように、社会福祉制度を見直します。

③ 文化・教育

先人たちにも、子どもたちにも、誇れる社会に。歴史や伝統を理解し、文化を愛し、絆を大切に作る社会をつくる。地域の活力をもたらす子どもへの教育に力を注ぎます。

④ 経済成長

日本の底力を伸ばし、次の力に。企業の努力を側面支援し、強い経済を再構築。規制緩和、投資の促進、法人関係税制の引き下げで競争力を強化します。

⑤ 地方分権

地域のことばは地域で。税源、財源、権限の地方移譲を推進します。国の借金減らしと地方分権は切り離して考えるべきです。

日々の活動をホームページに掲載しております。是非ご覧ください。
ホームページ <http://www.yuhey.jp/> 山下雄平 公式サイト 検索

TPP阻止、時給1000円でくらし応援、若者の雇用創出



日本共産党
党県常任委員・国政対策委員長・48才

かみむら 泰稔

私が大切にしている2つのこと
極小未熟児で生まれた息子。掌ののった小さな身体に、命の尊さを感じました。だから、いじめや体罰をなくし、どの子も健やかに育って欲しい。いじめ問題は法の厳罰化より、地域と家庭と学校の連携が大事です。子どもの活躍の場を社会へ。生きていくに良くなったといえる政治へ全力を尽くします。

いのち

私と平和
私の原点は平和です。出身地の北九州市は、原爆投下予定地でした。あの日、小倉の空が暗れていたら父は原爆で死に、私もいなくなっただろう。核兵器は許せません。放射能を拡散する原発も同じです。原発即時ゼロへ。再生可能エネルギーへの転換を求めます。

ストップ！「アベノミクス」

所得・雇用の安定で内需拡大
① 地域経済再生へ、くらし応援、雇用の安定
若者が住み続けるためにも、時給千円以上で所得を増やし、購買力を刺激します。
② 中小企業応援で地域経済活性化
下請けいじめをやめさせ取引の適正化に取り組みます。
「新規採用」「賃上げ」に取り組む中小企業向けの予算を増やします。
③ 最低保障年金と医療充実でくらし応援
低年金、無年金の解消に取り組み、安心して暮らせる老後に。医療費窓口負担や国保税を引き下げます。

消費税増税ストップ！

くらしと地域経済を直撃する消費税増税は中止します。大企業・富裕層に充分の負担を求め財源を確保します。
原発即時ゼロ、自然エネルギーへ
日本一危険な玄海原発。再稼働許さず、即時ゼロに。太陽光、小水力、風力、バイオマスなど自然エネルギー・再生可能エネルギーへの転換で、雇用、地域経済にも役立てます。

佐賀農業、有明海・玄海の再生

TPPに反対し食料主権の確立。食料自給率を当面50%に。価格保障と所得補償で成り立つ農業に1日も早い開門で有明海再生を。玄海灘の海砂採取を規制し漁場を改善します。

選挙区は
かみむら 泰稔
日本共産党
とお書き下さい

憲法守り、平和とくらしにいかします

第2次大戦後70年。戦争の犠牲者を出していない日本。憲法9条があるからです。世界とアジアの流れは、軍事力ではなく、話し合いによる紛争解決です。かみむら泰稔と日本共産党は、憲法の大原則を守り、くらしと政治にいかします。

税制改革

「消費増税」ではなく「強い経済」への挑戦！

「法案が通ったから消費税の増税はもう止められない！」とあきらめないで！国民の声を結集すれば消費増税をストップすることは可能です！

- 挑戦1 消費増税中止
消費税率を上げると、消費不況が起こり、景気は悪化します。国民生活に深刻なダメージを与える増税ではなく、「経済成長」が必要です。
- 挑戦2 大胆な金融緩和の継続
3%程度のインフレ目標を設定するなど、大胆な金融緩和を求めることによりデフレを脱却。投資を活性化させ、景気回復を図ります。資金繰りに困る企業にも資金を供給し、倒産や失業率の低下を図ります。
- 挑戦3 法人税の大幅減税
日本の高い法人税率を諸外国並の20%に半減します。法人税の大胆な引き下げで、企業を元気にし、雇用と収入を増やします。

保守をリードする。

教育改革

- 再生1 競争原理導入による学力回復
平成3年より始まった「新しい学力観に基づく評価（いわゆる「ゆとり教育」）」を改めます。競争原理を導入し学力向上を図り、国際競争力を高めます。
- 再生2 歴史教育・徳育の充実
自虐史観を排し、正しい歴史教育を行います。また「日本人としての」道徳教育を充実させます。
- 再生3 学校運営の民営化・自由化
学校教育の民間委託を可能にし、教育の内容・教育の質の向上を図ります。

比例区は 幸福実現党

- いままでの政治は！
 - 議員定数削減…大政党ではできなかった
 - 消費税が10%…増税は「日本沈没」
 - 尖閣諸島だけでなく…沖縄を狙う国の存在
- 小さな政府を目指し議員定数大幅削減！
- 日本経済を強く。GDP1位に復す！
- この素晴らしい国「日本を守る」

外交防衛

- 身に迫る危機・侵略から平和な国を堅守！
- 堅守1 憲法改正
憲法9条を改正します。改正までの間は憲法解釈を変更し対応します。
- 堅守2 組織改変による抑止力強化
領土・領空・領海を守るための法整備を進め、自衛隊を国防軍へ格上げします。
- 堅守3 経済と防衛の包囲網形成
アジア諸国と海上防衛の連携を強化し、経済と防衛を軸とする対中国包囲網を構築します。



幸福実現党公認
なかしま 孝

中島 孝

略歴
1999年3月 福岡大学商学部卒
2000年5月 幸福実現党入党
2001年4月 幸福の科学柏原支部支部長
2001年3月 幸福実現党佐賀県本部副代表 兼 佐賀県本部参議院選挙区代表

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会



夢が育つ日本に



青木かずのり

地域から日本を成長させる!

◎一括交付金を復活させ、義務付け・枠付けの見直し、地方自治体への権限・財源移譲を進め、中央集権から地域主権への改革を断行します。

◎大都市重視の経済政策だけでなく、地域を守る中小企業・農林漁業を活性化させる成長戦略を講じ、地域から広がる景気回復を実現します。

日本の、佐賀の農林漁業を守る!

◎農林漁業を守るため、農業者戸別所得補償制度の法制化、畜産・酪農所得補償制度、漁業者所得補償制度を中核施策として「食料自給率50%」を目指します。

◎中山間地直接支払い制度を強化し、木材の安定供給の強化、国産材の利用促進などにより「木材自給率50%」を目指します。

◎海苔の漁期に影響を与えない形で、諫早湾干拓の堤防開門を早期実現します。

文化・芸術・科学分野の推進!

◎陶磁器、地酒をはじめ、佐賀県が全国に誇れる伝統文化・ものづくりを継承すると共に、将来に向けての発展を更に支援します。

◎新たな研究・科学分野の振興を推進し、国際リニアコライダーの脊振山地への誘致に佐賀県一丸となって取り組みます。

共に生きる社会を作る!

◎公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設を中心とする、納めた保険料に応じて確実に受け取れる年金制度へ抜本改革を行います。

◎国民皆保険を堅持します。高齢者医療について、75歳以上の年齢で差別する診療制度は民主党政権時に無くしましたが、保険制度についても年齢で差別する制度を廃止します。

◎「解雇の金銭解決制度」の導入、「限定正社員」「ホワイトカラーエグゼンプション」等の悪用から労働者を守り、安易な労働規制緩和を認めず、雇用の安定をはかります。

◎消費税を引き上げる前に、昨年の党首討論で国民の皆様にご約束した通り、まずは「身を切る改革」、衆議院の議員定数を80削減します。

◎発災後72時間の対応を強化する「命の防災基本法」の制定をはかり、災害から国民の生命(いのち)を守ります。社会資本再生法・活用推進特別措置法(仮称)を制定し、地域の方々と連携を深め、防災・減災を進めます。

◎消費税財源はすべて、子ども・子育て支援を含む社会保障に充てます。若い世代も将来に向けて安心して暮らせる福祉制度を作ります。

日本の主権と自立した外交!

◎主権を断固として守ります。専守防衛の原則の下、動的防衛力を強化し、安全保障体制の充実を図ることで、国民の生命(いのち)、財産、領土を守ります。

◎TPPについては、農林水産物の重要5品目などの除外、食の安全の確保、国民皆保険の堅持などの国益を確保するために厳しい姿勢で臨み、国益を守れない場合は脱退すべきです。

インターネットを使った選挙運動が、出来るようになりました。

- 有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
 - 候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
- ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
 - ・未成年者等は選挙運動をすることができません。

これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

<p>有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!</p> <p>電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。</p>	<p>未成年の選挙運動は禁止されています!</p> <p>年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。</p>
<p>HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!</p> <p>選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。</p>	<p>選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!</p> <p>インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません(公職選挙法第129条、第239条)。</p>

誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)

<p>嘘</p> <p>候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!</p> <p>当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。</p>	<p>氏名等を偽って通信してはいけません!</p> <p>当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。</p>
<p>悪質な誹謗中傷</p> <p>悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!</p> <p>公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。</p>	<p>改ざん</p> <p>候補者等のウェブサイト改ざんしてはいけません!</p> <p>候補者のウェブサイト改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。</p>

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

<p>有権者</p> <p>このたびの選挙では、〇〇さんを当選させよう。</p>	<p>候補者</p> <p>私に清き一票を!</p>	<p>政党等</p> <p>〇〇党へ投票してください!</p>
<p>電子メール</p> <p>△△花子(△△△@△△.ne.jp)</p> <p>このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。</p> <p>有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。</p>	<p>ウェブサイト等</p> <p>ホームページ・ブログ・SNS(ツイッターフェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等</p> <p>△△花子(△△△@△△.ne.jp)</p> <p>このたびの選挙では是非〇〇さんを当選させましょう。</p> <p>〇〇太郎(〇〇〇@〇〇.ne.jp)</p> <p>私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。</p> <p>清き一票を、お願いします。</p> <p>※電子メールアドレス等の表示義務</p> <p>(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。</p> <p>・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。</p>	<p>電子メール</p> <p>〇〇太郎(〇〇〇@〇〇.ne.jp)</p> <p>私は、このたびの選挙に出馬しました〇〇太郎です。</p> <p>清き一票を、お願いします。</p> <p>※氏名、電子メールアドレス等の表示義務</p> <p>※一定の記録の保存義務</p> <p>※自アドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。</p>

有権者

※詳しくは総務省HPをご覧ください。

投票日は

7月21日(日曜日)

午前

午後

投票時間は

7時から8時まで

- ・武雄市、有田町、大町町、太良町は、すべての投票所で投票時間が午後6時までとなっています。
 - ・嬉野市は、全投票所で投票時間を変更しています。
 - ・唐津市、神埼市は、一部の投票所で投票時間を変更しています。
- ※投票時間については、各市町からのお知らせを御確認ください。

投票日に投票できない方は

7月21日の投票日に旅行や業務で投票できない方は、**期日前投票**を利用しましょう。

期日前投票は、選挙人名簿登録地の市町で投票日の前日までに投票を行う制度で、手続きも簡単です。

■期日前投票のできる期間
7月5日(金)~7月20日(土)までの毎日
※8:30~20:00まで(土曜日・日曜日でも可)